

各務原市 立地適正化計画

2022 - 2041



はじめに



現在、全国の都市において、人口減少や少子高齢化が進行し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めることが大きな課題となっています。また、近年頻発・激甚化する自然災害を受けて防災・減災を主流とした安全・安心なまちづくりが求められています。

本市においては、都市計画マスタープランに基づき良好な市街地の形成や道路や公園、下水道等の都市基盤の整備を進めてきました。しかしながら、本市の人口は、国勢調査によると平成 22 年をピークに減少へ転じています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和 20 年には現在の人口から約 2 万人減少するとされており、市街地の低密度化により商業や医療等の都市機能の衰退が懸念されています。

このため、将来にわたり便利で安全に暮らすことができるよう、これまでの都市構造を見直し、居住や都市機能を誘導し公共交通の充実による「各務原市らしい“公共交通を軸とした集約型都市構造”」を実現するため立地適正化計画を策定しました。

まちづくりにおいては、計画に取り組み、その効果が現れるまでにとっても長い時間を要するものです。10 年先、20 年先、その先も市民の皆様「ずっと、このまちで住み続けたい」と思っただけのよう、さらには市外に住む方から「選ばれるまち」となるように持続可能なまちづくりに向けて取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、ご指導・ご助言を賜りました名城大学の福島茂教授をはじめ、各務原市立地適正化計画策定委員会委員の皆様へ深く感謝申し上げます。

令和 4 年 3 月

各務原市長 浅野 健司

委員長挨拶

このたび、各務原市において立地適正化計画が策定されたことを大変うれしく思います。人口減少・高齢化の時代に入ったわが国では、都市計画のパラダイムが大きく転換しました。都市化・都市成長の下でどのように開発圧力を受け止め、秩序だった市街地形成を図ることから、縮減していく社会のもとでも安全・安心で住みやすく、持続可能な都市に再構築していくことへの転換です。こうした社会変化に対応するために、立地適正化計画制度が導入されました。

各務原市は名古屋大都市圏に位置し雇用機会にも恵まれ、現時点では顕著な人口減少はみられません。しかし、今後、急速な人口減少・高齢化が予測されています。また、地球温暖化による風水害の激甚化や予測される大地震と高齢化が並行して進むことで、災害リスクは一層高まっています。今日、新規に開発される住宅は40～50年後には更新期を迎えます。その間、安心して暮らせるのか、更新期にその場所が住み継がれるのかをよく検討して、今日の居住立地を考える必要があります。立地適正化計画は、市街化区域のなかでも公共サービスや公共交通の利便性の高い地域、災害リスクの少ない地域に居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定することにより、将来の人口や都市機能の配置を適切に誘導するものです。本計画策定に当たっては、各務原市の都市計画マスタープランによる都市ビジョン、都市構造や拠点性、人口動態、災害リスク、公共交通との連動が検討され、安心して住み続けられる市街地の空間管理に向けた合理的な計画となっています。

立地適正化計画は規制によって人口や都市機能を誘導するものではありません。誘導区域の住みやすさや都市的魅力を高めることで、ゆるやかにその立地誘導を図っていくものです。各務原市がこの立地適正化計画の実現に向けて部局横断的に取り組むことを期待いたします。

令和4年3月
各務原市立地適正化計画策定委員会

委員長 福島 茂
(名城大学教授)

目次

1章. 立地適正化計画制度の概要	1
(1) 立地適正化計画制度創設の背景	1
(2) 制度の概要	2
(3) 計画策定の背景	3
(4) 計画の位置付け	3
(5) 計画対象区域	4
(6) 計画期間	5
(7) 計画の構成	5
2章. 上位計画・関連計画の整理	6
(1) 各務原市総合計画	6
(2) 各務原市人口ビジョン	7
(3) 各務原都市計画区域マスタープラン	8
(4) 各務原市都市計画マスタープラン	10
(5) 各務原市地域公共交通網形成計画	12
3章. 都市構造上の課題	13
4章. 立地の適正化に関する基本的な方針	25
(1) まちづくりの方針	25
(2) 目指すべき都市構造	26
(3) 誘導方針	27
5章. 居住誘導区域の設定	29
(1) 居住誘導区域設定の考え方	29
(2) 居住誘導区域の検討	31
(3) 居住誘導区域の設定	43
(4) 居住誘導区域外の方針	44
6章. 都市機能誘導区域・誘導施設の設定	48
(1) 都市機能誘導区域・誘導施設設定の考え方	48
(2) 都市機能誘導区域・誘導施設の検討	48
(3) 都市機能誘導区域・誘導施設の設定	62
(4) 誘導区域等のとりまとめ	67

7章. 誘導施策の設定 68

- (1) 都市機能誘導区域内における誘導施策の検討68
- (2) 居住誘導区域内における誘導施策の検討73
- (3) 市全域における誘導施策の検討78
- (4) 届出制度83

8章. 防災指針 85

- (1) 災害ハザード情報の整理86
- (2) 防災上の課題88
- (3) 防災・減災まちづくりの方針108
- (4) 具体的な取組み、スケジュール110

9章. 評価指標 115

- (1) 計画の評価について115
- (2) 評価指標の設定116
- (3) 効果指標の設定118
- (4) 評価スケジュールについて119

参考資料 120

- (1) 用語解説120
- (2) 策定体制124
- (3) 策定経緯131